

スタートアップ創出プログラム KSAC-GAP ファンド Q&A

作成日：2024 年 3 月 18 日

更新日：2025 年 10 月 16 日

【申請関連】

①	質問	KSAC に参画していない大学等の研究者が、KSAC で実施するスタートアップ創出プログラム「KSAC-GAP ファンド」（以下、「本プログラム」という。）に申請することは可能か。
	回答	申請はできません。研究者が本プログラムに申請するためには、所属機関が KSAC の主幹機関、または SU 創出共同機関として参画している必要があります。
②	質問	起業直後の研究者が本プログラムに申請することは可能か。
	回答	起業後の研究者は、すでに起業の基となった一連のシーズによって本プログラムへ申請することはできません。一方で、当該研究者の起業の基となったシーズとは異なるシーズにより、新たな起業を目指す場合は、申請可能です。ただしその場合は、KSAC の委員会で課題実施の必要性を審査します。
③	質問	本プログラムの研究開発課題において複数の研究機関による共同研究を実施することは可能か。
	回答	可能です。ただし、本プログラムの予算を共同研究機関で執行する必要がある場合、当該共同研究機関は、本基金事業のいずれかのプラットフォームに参画している主幹機関もしくは SU 創出共同機関のうち、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む。）、地方独立行政法人に限られます（KSAC 以外のプラットフォームについては公募要領「2.5.研究開発における共同研究」をご確認ください）。複数の機関で共同研究を実施する場合、相手先の研究機関において研究実施責任者（主たる共同研究者）を設定する必要があります（3 機関以上の共同研究についても同様です。）。特にプラットフォームをまたぐ共同研究を認める場合、事前に関係するプラットフォーム同士で合意することが条件となります。特に、共同研究の成果として創出される知的財産の取扱いについては、スタートアップ創業時の障害とならないよう、関係者間で事前に十分な調整が必要です。
④	質問	研究開発課題における研究代表者のシーズは、特許出願前の技術でも良いか。
	回答	特許出願前の技術であっても、ステップ 1、ステップ 2 とも申請可能です。ただし、スタートアップ創出を目的とする本プログラムの主旨として、できるだけ早急な特許出願、権利化を目指してください。なお、必ずしも特許出願を伴わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。
⑤	質問	研究開発課題の申請時に研究代表者が記載すべき項目として、その他の研究助成等に

		海外機関を含むとある。海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。
	回答	研究開発課題の応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入することになりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。
⑥	質問	研究開発課題の達成目標やマイルストンの設定にあたり、公募要領に記載されている項目を全て記載しないといけないのか。
	回答	公募要領「1.3.1.本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定」に記載されている各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例は目安となります。設定にあたっては各課題や分野の特性を踏まえつつ、柔軟かつ適切にご検討ください。
⑦	質問	本プログラムにおいて、社会的な課題を解決するような案件を実施することは可能か。
	回答	大学等発の研究成果等を活用するものであれば、可能です。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となります。
⑧	質問	民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。
	回答	申請はできません。
⑨	質問	対象となる分野に限定はあるか。
	回答	対象分野に制限はありません。
⑩	質問	過去に採択された研究代表者でも研究開発課題が異なればステップ 1 への応募が可能と考えて問題ないか。
	回答	過去に採択された研究代表者でも研究開発課題が異なればステップ 1 の全てに申請していただくことは可能だが、明確に前回採択時との差異（シーズ、用途、市場など、およそ事業化にかかる全ての要素について）を示していただく必要がある。KSACとしては一度採択された研究開発課題は、やむを得ない事情により停止しなければならない場合以外は起業まで進めていただくことを想定している為、前回採択課題の事業化も進展している上で、新しい研究開発課題に取り組むことが可能かどうかについて、留意いただきたい。
⑪	質問	募集要項に 5 つのプログラムがあるが、重複しての申請は可能か。
	回答	複数プログラムの併願申請は不可です。また、一度ステップ 1 のプログラムのいずれかに採択された場合、実施期間終了後に申請できるのはステップ 2 のみとなります。

⑫	質問	ステップ1において、同一研究者による複数の課題での申請か。
	回答	異なるシード技術であれば申請は可能です。ただし、実質の内容が問われることになりますので、他課題と異なるシーズであることを申請書の中で説明して頂く必要があります。なお、他の公的な研究助成金の仕組みと同様、同一のシード課題での複数申請はできません。申請書内で異なるシーズとご説明された場合でも、審査委員およびJSTにおける確認において、実質的に同一シーズとみなされる可能性がありますので、事前に、所属大学の起業支援人材に相談し、厳格に検討してください。過去の事例では、JSTから、同一研究者が複数の申請を行うことについて、採択後適切にエフォート管理ができるかとの指摘も出ており、この点についても注意、検討が必要となります。
⑬	質問	共同研究という形での応募は可能か。あるいは単独研究者・一つの研究室内での複数研究者での申請は可能か。
	回答	可能であるが条件があるため、公募要領を参照してください。 なお、共同研究の場合は「主たる共同研究者」の取扱いについて注意してください。
⑭	質問	申請課題について KSAC の他の SU 創出共同機関の研究者と共同研究を予定しているが、主たる共同研究者への予算配分に金額的な制限はあるか。
	回答	金額的な制限はありません。ただし、主たる共同研究者に配分が大きく偏る場合には、合理的な説明が求められます。 なお、質問のケースと背景が異なりますが、KSAC 以外のプラットフォームの参画大学との共同研究を行う場合、公募要領の項目「研究開発課題における共同研究」にありますように、KSAC と当該プラットフォームの間での調整が必要となりますので、ご注意ください。
⑮	質問	申請課題について KSAC の他の SU 創出共同機関の研究者と共同研究を予定しているが、予算配分を行わない予定としている。申請書においては、「主たる共同研究者」と「その他参画者」のいずれの欄に記載することになるか。
	回答	当該他の SU 創出共同機関の共同研究者について、事業開発・研究開発に必要な主要な参加者であっても、予算配分を行わないのであれば、「主たる共同研究者」の欄に記載せず、「その他参画者」の欄に記載することになります。
⑯	質問	現在、複数の大学発ベンチャーにて事業を行っている（これまで投資は受けていない）。これから新会社を設立したいと考えており、事業検証をしていきたいが、申請は可能か。また、技術シーズは異なるが、一部サービス面を現会社から引き継ぎたいと考えている。この場合、申請は可能か。
	回答	既存企業との関わり方にもよるが、KSAC-GAP ファンドは起業前の支援プログラムと

		定義されています。例えば既にスタートアップを立ち上げている場合、全く別のシーズを活用したスタートアップを立ち上げていただくことが前提となります。表面上、その条件が満たされていたとしても、経営者陣が同じ、或いは既存スタートアップとの関連度合いが強いといった場合などは、支援対象とすることが難しい場合もあるため、現状を精査した上で対応することになります。 起業支援人材、もしくは事業化推進機関（ステップ 2 申請の場合）と相談の上、既存のスタートアップとは別であるということを対外的に明示できるような申請とすべきです。
⑰	質問	申請を検討しており、個別相談をしたいが、どこに相談すれば良いか。
	回答	KSAC の各参画大学に起業支援人材が配置されており、個別相談が可能となっています。研究者の方は所属大学の KSAC 担当窓口にお問い合わせください。例えば、ステップ 1 において PSF か OD のどちらで申請するかといった事項や、ステップ 2 における事業推進機関の探索等も、所属大学の起業支援人材に相談いただくことができます。なお、起業支援人材において本プログラムの一般的な質問をしたい場合は、KSAC 担当者向けの Slack で質問をすることも可能となっています。

【研究代表者について】

	質問	学生は、本プログラムの研究開発課題の研究代表者となれるか。
①	回答	修士課程、博士課程の学生は研究代表者となることが可能です。また、6 年制課程の学部等の 5 年生・6 年生のうち、研究室に配属されている学生は研究代表者となることが可能です。学部生は研究代表者となれません。なお、学生が研究代表者となれるのは、ステップ 1 の「KSAC-GAP IV」のみとなっておりますので、ご注意ください。 いずれの場合においても、学生が研究代表者となる場合、指導教員がいる研究室に配属されている必要があります。また、学生の卒業に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できることが必要です（なお、研究代表者の交代は原則として不可です。）。あわせて、学生が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。
	質問	すでにスタートアップを設立した研究者は、研究開発課題の研究代表者となれるか。
②	回答	すでに立ち上げたスタートアップのシーズとは異なるシーズを核とした新たなスタートアップの創出を目指す場合は可能です。KSAC で実施する研究開発課題の選考において、理由の妥当性を確認することとなります。なお、すでに起業したスタートアップ等への技術移転が目的の場合、本プログラムの趣旨と異なることから、研究代表者となれません。
③	質問	民間企業から大学に転籍した研究者が、過去の自身の発明で当該企業が原権利を保有

		する特許をもとに研究代表者として申請することは可能か。
	回答	大学が有するシーズではないことから、申請はできません。
④	質問	研究生は学生に該当するか。
	回答	正規の学生ではないため、該当しません。
⑤	質問	客員の教員や客員の研究員の申請は可能か。
	回答	大学との雇用関係がない場合、KSAC 参画大学の所属とみなすことができないため、申請は不可です。
⑥	質問	「博士研究員」は研究代表者となれるか。 ※博士研究員について ・所属長指導のもと、研究設備も利用でき、研究を行うことが可能 ・雇用関係はないが、年間数万円支払えば大学の講座に所属することが可能 ・研究費についても所属長監督のもの使用可能
	回答	①学生としての応募 「博士研究員」は規程によると、既に博士の学位を取得している者とされており、修士課程・博士課程に所属する学生、または6年制課程の学部等の5～6年生に相当するとは考えられないため、学生として応募はできません。 ②研究者としての応募 雇用関係がないため応募はできません。 上記を前提として、所属機関の競争的研究費や外部資金の応募資格付与に係る規程等に基づいて応募資格を判断していただきたい。
⑦	質問	ある研究者が他大学（KSAC 参画大学）との共同研究者として申請する案件と、研究代表者として申請する案件がある。シーズやテーマが違い、エフォートの確保も可能であるが、申請は可能か。
	回答	明確に区分けすることが可能なのであれば、申請は不可ではないが、区分けが妥当なものであるかについて、十分留意いただきたい。

【事業化推進機関について】

①	質問	事業化推進機関は、育成したスタートアップへの投資比率が制限されているのか。
	回答	特に制限はありません。ただし、他の機関の投資機会の担保（投資機会の公平性の担保）や、株式出資をする場合に株価等の交渉において一方的な条件を強制しない旨等を含め、事業化推進機関と大学等の間で何らかの覚書・協定書等を締結することを推奨します。覚書の様式については、現在、KSAC のスタートアップ創出プログラム運営委員会にて準備中です。
②	質問	事業化推進機関は、育成したスタートアップに対する投資の責任を負うか。

	回答	投資をしなければいけないという責任はありません。ただし、設立したスタートアップへ民間資金を呼び込むことは本プログラムの重要な目的の一つであり、事業化推進機関自らも含めた民間投資の呼び込みを積極的に行ってください。
③	質問	複数の事業化推進機関が研究開発課題に携わることは可能か。
	回答	複数の事業化推進機関が連携して、事業化推進を行うことも可能です。その場合は、事業開発全体の責任を負う機関を代表事業化推進機関、それ以外の機関を主たる共同事業化推進機関として、申請書を提出してください。また、参画するすべての事業化推進機関と研究機関（大学等）との間で、必ず事前に合意を得てください。
④	質問	事業会社が事業化推進機関になり、事業化推進機関と研究者が共同で全くの新しい事業を立ち上げる場合は申請可能か。
	回答	新規スタートアップでの事業化を目指すのであれば応募可能です。ただし、本プログラムはスタートアップ・エコシステムの創出に資するという観点から、特定の事業会社の子会社創業を期待するものではありません。
⑤	質問	事業化推進機関として参画することを検討しているが、設立して 1～2 年しか経っておらず、直近 3 期分の決算報告書（又は有価証券報告書）や納税証明書が揃わない場合はどうするのか。
	回答	公募要領に記載のとおり、この場合や、会社設立後全ての決算報告書（又は有価証券報告書）、およびこれまでに経常利益がマイナスとなった期が 1 期でもある場合には会社設立後全ての納税証明書を提出してください。創業年度にあたり、決算期を一度も迎えていない場合、決算報告を代替する資料として残高試算表を提出してください。
⑥	質問	事業化推進機関は、JST 認定の事業プロモーターでも差支えないか。
	回答	事業化推進機関の要件を満たす場合は、申請可能です。JST 認定の事業プロモーターは、KSAC-GAP ファンドが求める事業化推進機関としての機能を実践している機関であるため、候補として考えて差支えありません。
⑦	質問	事業化推進機関がリード VC でない場合、審査の際に不利となることはないか。
	回答	資金調達にあたり、主導的な役割は担ってもらうが、事業化推進機関からの投資は必須ではありません。事業化推進機関がリード VC ではないことのみをもって審査の際に不利になることはありませんが、事業化推進機関に求められるスタートアップに対する投資を呼び込む力があるかないかは事業化推進機関として適切かどうかの判断基準となります。
⑧	質問	申請準備の中で VC に事業化推進機関の打診をしている。VC について、審査委員への就任打診がなされることもありうると考えられるが、事業化推進機関の打診に支障が生じることはないか。
	回答	ステップ 2 の申請に対する審査において、当該申請の事業化推進機関と当該審査を行

		う審査委員は兼ねないことになっております。本プログラムにおいて審査委員の配置は、申請受付の締切り後に行うことにしており、配置の調整は、申請書を優先して、事業化推進機関になっているか否かを踏まえ行います。
--	--	---

【経費執行関連】

①	質問	申請の際、計画する研究開発費の使途に問題がないか相談したいが、どこに相談すれば良いか。
	回答	研究開発費の使途については、公募要領および JST ハンドブック・事務処理説明書を確認のうえ、申請前に所属大学の起業支援人材および経理事務担当で必ず確認を行ってください。計画書の記載内容によっては、JST に否認される場合もありますのでご注意ください。
②	質問	経営者候補人材の人件費を支出することはできるか。
	回答	大学等の規定に従い、人件費または謝金として支出することが可能です。
③	質問	ソフトウェア等の作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。
	回答	研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。研究開発マイルストンの達成に向けて必要な活動である各種データの取得、試作品の製作等については、外部専門機関等の活用により、より効果的に進むことも想定されることから、外部専門機関等を効果的・積極的に活用することを推奨します。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。
④	質問	特許経費を研究開発費（直接経費）から支出できるか。
	回答	調査費用などの支出は可能ですが、申請にかかる費用は研究開発費（直接経費）からの支出は認められません。採択された研究開発課題から創出された特許の申請費用の支援を希望される場合は、起業支援人材を通して KSAC 事務局にご連絡ください。
⑤	質問	ステップ2の予算は、事業化推進機関への支払額として経費計上できるか。
	回答	事業化推進機関への発注については、研究チームに参画する研究機関からの調達を行う場合に該当しますので、チーム内の共同研究企業から物品等の調達を行う場合は、原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積もり）を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前に JST へ相談する必要があります。利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。
⑥	質問	KSAC 採択案件と研究室で独自に行っている研究成果を併せて、特許化する為の費用は

		支援対象になるか。
	回答	支援対象となるケースもあります。スタートアップ創出に向けて進めていただく研究開発課題から新しく出てくる発明や、既に権利化もしくは申請されている特許について、スタートアップ創出に必要であると認められる場合は、PCT 出願費用として対象になるケースもあります。ただし、研究開発費からの支出は認められておらず、支援を受けるには KSAC の審査を受ける必要があるので、事前に起業支援人材と相談の上、所定の手続きを経る必要があります。
	質問	費目間の流用ではなく、同じ費目内で用途を変えるのはどの程度認められるか。
⑦	回答	規定で定められている 50%を超える場合は、起業支援人材を通して確認いただきたい。また、同一費目間であっても多額の用途変更となる場合も、起業支援人材に確認いただきたい。
	質問	予算の内訳について、支援金額の中に間接経費も含まれるのか。
⑧	回答	間接経費は含まれず、プログラムごとの助成金額はすべて直接経費となります。
	質問	謝金の上限はあるのか。
⑨	回答	各大学の規程をご確認ください。
	質問	経営者候補人材に謝金支払をする際の規程について、教えてほしい（研究費総額に占める割合について等、上限の設定はあるのか。）。
⑩	回答	研究費総額に占める割合などに上限はないが、大学の規程に基づき判断いただき、常識的な範囲での支出としてください。

【特許関連】

	質問	研究開発課題の実施中に発明した特許の帰属はどうなるか。
①	回答	産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。
	質問	研究開発課題で対象とするシーズとして、本プログラムの活動に参画しない出願人等が含まれるシーズ（共同出願特許）を用いることは可能か。
②	回答	可能ですが、事業化に妨げが無いことが前提です。事業化に対し共願人の確実な了解をとっていること等、KSAC での研究開発課題の選考において確認します。
	質問	特許・ソフトウェア等を保有しておらず、今後の取得予定もないが申請は可能か。
③	回答	申請は可能ですが、事業戦略上、特許等を保有せず起業を目指す場合、合理的な理由を申請書で明確に提示してください。
	質問	特許申請費用の支援対象となる特許関連経費はどのような経費があるのか。
④	回答	出願料（外国含む。）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は 1 言語につき税抜き 100 万）等、出願・審査・権利化にかかる経費となります。た

		だし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外です。判断が難しい場合は起業支援人材を通して KSAC 事務局に相談してください。
⑤	質問	公募要領における研究代表者の要件⑦で、『学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取り扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること』とあるが、知財の取り扱いの権利が大学側にあるという事なのか、または支援期間中に起業した場合、会社が保有するという選択肢もあると捉えても良いのか。
	回答	GAP ファンドは大学で進める研究開発に対する支援であるため、そこから知財を創出した場合、大学の権利となります。ただし、一般論でいうと、民間企業と共同研究をして知財を創出する上で、当該企業からリソースが割かれている場合、発明者として当該企業所属の方が入る事も想定されるというように、知財に関する権利について、大学と協議が必要なケースもあるのではないかと考えられます。しかし、創業間もないスタートアップが知財創出に関与しているとは想定しがたく、また、申請後や権利化後すぐにスタートアップに対して譲渡することも想定していません。

【起業支援】

①	質問	研究開発課題の研究代表者が支援期間中に起業した場合、支援終了となるのか。
	回答	起業をもって課題は終了となりますが、希望される場合、JST の起業後支援を利用して、支援を終了せず、継続することが可能です。本プログラムの主旨から、スタートアップ成長のために十分な民間資金の調達支援が支援終了の要件となることを想定しています。ただし、起業後も支援が必要か否かは、KSAC 内の本プログラムの運営方針、及び審査委員会において判断します。必要に応じて起業支援人材を通して KSAC 事務局に問い合わせてください。なお、起業後支援は、仕組みとしては、起業する原則 3 ヶ月前までに JST に申請し直接支援を受ける形となりますので、前述の KSAC 内の対応やこの JST の手続スケジュールを前提に早めに問い合わせいただく必要があります。
②	質問	創出を目指すスタートアップは国内で起業せず、直接海外で起業することを目指しても良いか。
	回答	事業構想上、合理的な理由があれば当初から海外での起業を目指すことも可能です。本基金事業の目指す姿として掲げる大学等発 SU の継続的な創出を支えるエコシステムの構築のため、KSAC および大学等への還元を十分配慮の上、起業を目指してください。
③	質問	研究者が経営者候補人材となり、将来起業することは可能か。
	回答	大学等が定める利益相反規定等の範囲内で可能です。

④	質問	審査途中（採択される前）に起業した場合、審査はどうなるのか。
	回答	支援対象外となるため、審査は行いません。
⑤	質問	起業する際の法人形態に制約はあるか。
	回答	厳密な制約はないものの、海外展開も視野に入れたビジネスを展開するという趣旨に鑑み、適切な法人格をもって設立していただきたい。

【採択後の研究開発課題の推進について】

①	質問	ステップ 2 の研究開発課題において、事業化推進機関との意見が一致しないため大学等の研究代表者だけで課題を継続することは可能か。
	回答	継続できません。ステップ 2 の研究開発課題においては、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとで一体的に研究開発課題を推進することが不可欠です。
②	質問	ステップ 2 の研究開発課題において、事業化推進機関の事業開発が満足な水準ではないため、大学等の研究代表者が事業開発を行うことは可能か。
	回答	ステップ 2 の研究開発課題においては、事業開発は事業化推進機関の役割となっており、研究代表者本人が単独で事業開発を実施することは認められません。事業化推進機関との協議によって解決を図ってください。なお、トラブルを未然に防ぐため、事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを明確に設定し、研究開発課題のメンバー同士で各項目の進捗を可視化、共有化することを推奨します。
③	質問	スタートアップを前倒しで設立した場合は即座に終了するのか。
	回答	当初予定の研究開発期間内に早期にスタートアップを設立した場合、原則は終了となりますが、起業後も研究開発等の支援が必要となる場合、希望すれば支援を継続することが可能です。ただし、支援にあたっては KSAC で審査を行い、その可否を判断することになっています。また、支援期間中であっても民間資金の調達やシード期のファンドの獲得に成功した場合、目的を達成できたものとして高く評価し、支援を終了します。
④	質問	進捗報告会はどういったものか。
	回答	進捗報告会は、起業支援人材が研究開発課題の進捗状況を確認する機会として定期開催するものです。2～3 か月毎に研究開発課題が予定通りに進捗しているかについて、確認を行います。また、研究開発課題の課題を共有し、解決方法についてなども協議する場として、研究開発課題ごとにクローズド形式で行われるものとします。
⑤	質問	採択後の進捗報告会の参加対象は誰か。また、進捗報告会の内容は事務局等に共有の義務はあるか。
	回答	参加者は研究代表者、ステップ 2 なら研究代表者に加えて事業化推進機関、起業支援人材（ここまでが必須）を想定しています。なお、経営者候補人材やその他の支援者

		についても、適宜参加を想定しています。 進捗報告会については、進捗状況を確認し、起業支援人材がフィードバックシートに内容を落とし込むといったことを趣旨としているため、事務局のほか、他大学の起業支援人材、審査委員に共有される事となります（共有されるメンバーについては、秘密保持契約を締結します。）。
--	--	--

【その他事項について】

①	質問	経営者候補人材が兼務として本プログラムに参加することはできるか。また、出来る場合、参画にあたって必要最低限として求められるエフォートの基準などはあるか。
	回答	兼務での参加は可能です。兼務に当たっては、兼務先の就業規定等に反しないようご確認ください。また、参画にあたってのエフォートの基準はありませんが、経営者候補人材が進捗評価等の機会に課題を代表して報告いただくなど、積極的な関与を期待します。なお、進捗評価においては経営者候補人材の参画状況について確認を行い、評価に反映する場合があります。
②	質問	事業化推進機関の代表者が経営者候補を担ってもよいか。もしくは、事業化推進機関から経営者候補を出してもよいか。
	回答	正当な理由と妥当性があり、事業開発のために必要なエフォートを確保できるのであれば事業化推進機関から経営者候補人材を出すことは可能です。ただし、事業化推進機関の代表者が経営者候補となった場合、人件費を支出することはできませんので、ご注意ください。
③	質問	申請時に英語対応はしてもらえるのか。
	回答	英語の申請書フォーマットはありませんが、英語で記載された申請書も受付可です。ただし、以下の点に注意、対応が必要です。 （1）事務局での整理・管理上、英語での申請の場合も、申請書（様式）中、冒頭から「提案分野」までは日本語での記入が必要です。続く「構想」以降は英語での記入が可能ですが、「課題の推進体制の詳細」以降、末尾までは日本語での記入が必要です。また、テクニカル・タームについては、和訳を作成していただき、末尾に表を付けるか、あるいは途中に挿入してください（申請書のページ数の目安については、下記 2 の QA をご覧ください。）。なお、日本語の記入は、必要に応じて所属大学の起業支援人材のサポートを受けてください。 （2）もし採択となった場合、JST に提出する個別研究開発課題計画書を申請大学にて作成することが必要となります（なお、申請書の様式は、個別研究開発課題計画書の様式に合わせる形で作成）。JST の見解としては、個別研究開発課題計画書の記述言語については、プラットフォーム内および申請大学での管理・対応が可能であれば、英語の使用も可能となっていますが、KSAC としては、JST からの質問対応や管理上の参

		考資料として、翻訳ツールを用いる等して日本語抄訳を、申請大学にてご用意いただくことが必要となります。なお、その他、JST から質問を受けた場合など、KSAC としての対応が必要なときは、申請大学に説明など協力を求めることがあります。 (3) なお、英語で申請をされている場合、面接審査についても、原則として英語で行うことが可能です。
④	質問	申請書に枚数の制限はあるか。
	回答	申請書様式に、作成時の注意事項として、枚数の制限を記載しています。作成にあたっての目安ですが、一方で、審査委員の査読等審査対応のしやすさや申請者間の公平性等も念頭に置いたものです。申請書の作成は、原則として様式注記の枚数に収める形で、行ってください。
⑤	質問	申請書の作成に使用するフォントやサイズに制限はあるか。
	回答	フォントやサイズを指定しておらず、審査委員においてきちんと読めることができれば問題ありません。なお、小見出しのフォントに合わせる必要はありません。
⑥	質問	本プログラムの前回公募に申請し不採択だった課題について、今回の公募において改めて申請することを検討している。申請書に、前回審査委員からあったコメントを踏まえた改善を記載することは可能か。
	回答	申請書に、前回審査委員からあったコメントに対して「どういった点を改善したか」を記載していただくことも可能です。
⑦	質問	申請書あるいは成果報告において記載する企業名は、匿名でも差支えないか（顧客ニーズを探るため特定の企業と話すことも想定されるが、申請書または成果報告において公開できないケースがあるため。）。
	回答	企業名の記載は必須ではありませんが、具体的に企業と話をしているという内容を記載することが望ましいです。また、成果報告については、取組内容を記載し提出するという趣旨のものです。
⑧	質問	申請状況等により、新規採択予定件数を調整する予定はあるか。
	回答	採択に相当する研究開発課題がなければ新規採択予定件数を下回る場合がありますが、プログラム間で採択数の調整を行うことはありません。
⑨	質問	審査いただく審査委員について、どのようなバックグラウンドの方々が予定されているか。
	回答	ステップ 1 は研究に近い側面を見るため、大学の研究者の先生方が中心の審査団とする予定です（なお、VC や公的機関も参加予定。）。 ステップ 2 は、申請課題について、採択後に VC 投資につなげる段階まで引き上げることができるかが焦点となるため、JST からの求めも踏まえ、VC の方々が中心の審査団とする予定です（過半数が VC 委員となる設計の予定。）。

		なお、審査団は、ステップ 1・ステップ 2 における 5 つのプログラムごと、かつ、ライフサイエンスや物づくりなど事業領域ごとに組む予定としています。
⑩	質問	面接審査はオンラインか、対面か。
	回答	面接審査はオンラインでの実施を予定しています。
⑪	質問	面接審査で主にプレゼンテーションを実施するのは誰か。
	回答	ステップ 1 は研究代表者を想定しています。 一方、ステップ 2 は共同申請者である事業化推進機関を想定しています。ステップ 2 の面接審査において、研究技術面の説明については、研究代表者が行うことも可となっています。面接審査での発表や質疑応答の対応は、とりわけ事業的側面については原則、事業化推進機関が行うことになります。
⑫	質問	申請書作成の段階で、プログラム実施期間中の起業予定に関して記載することは差支えないか。
	回答	そもそも起業することを前提に申請していただくことになっており、申請書にも、設立予定時期を記載する項目があります。したがって、その起業がプログラム実施期間中であっても差し支えありません。ただし、起業後支援に関しては KSAC において審査対象事項となるため、予め起業支援人材を通して KSAC 事務局に連絡してください。
⑬	質問	同一の研究代表者が本プログラムと JST のディープテック・スタートアップ国際展開プログラム (D-Global) の双方で採択された場合、どのような扱いとなるのか。
	回答	本プログラムと D-Global の 2 つの制度の支援を同時に受けることはできません。双方で採択された場合、どちらかを辞退していただく必要があります (重複申請は可、重複実施は不可となります。)
⑭	質問	起業支援人材に関する相談窓口を教えてください。
	回答	公募要領に記載のある各大学の受付担当部署に問い合わせてください。
⑮	質問	起業支援人材が経営者候補人材となることは可能か。
	回答	想定されることではありますが、プログラムの実施期間中は、起業支援人材として活動していただきたい点をご留意ください。
⑯	質問	特許出願準備中の為、申請書への具体的な内容について記載する事は避けたいが、申請書において特許出願に関する記載のガイドラインはあるか。審査にあたり、どの程度まで記載が必要か、ガイドライン等があれば教えてください。
	回答	特許出願について、「ガイドライン等」の定めについては、設けられていません。申請書の記載については、「競合技術との差別化、優位性の担保」等の観点から、可能な範囲において記入をお願いしています。
⑰	質問	Demo Day はクローズド形式か。
	回答	Demo Day は、国内外 V C や事業会社に対する P R の機会であるため、オープンで実

		施しています。
⑮	質問	Demo Day の際にも、具体的な企業名を出せないケースが想定されるが、内容的に薄いという印象を与える事になることを懸念している。この点は考慮してもらえるのか。
	回答	開催日時点で公開可能な情報のご提示をお願いします。ただし、Demo Day は、投資を募る等の目的で、事業会社・V C等に対するP Rの場であるため、具体的に公表できる内容については、盛り込む事が望ましいです。
⑯	質問	Demo Day の日程の決め方について、予め決められた日程に研究者等が合わせるのか。
	回答	開催日時については、採択者にヒアリングをしてから決める可能性もありますが、採択先が多いため、先に日程を決めた後、参加可否を伺うという可能性もあります。 なお、過去の事例でいうと、27 件の採択案件を事業領域別に 2 日間に分けて開催しました。今後は採択数も増えるため、プログラムごとに日程を設定していくという可能性があり、日程を選択していただけないこともありえます。
⑰	質問	経営者候補として参画する者の情報は将来的に公開される可能性があるのか。一部の参加者は PJ 開始後もボランティアベースでの関与を予定しており、氏名や所属企業等の公開が難しい事が想定される。これらの情報をデモデイ等も含めて PJ 期間中非公開に扱うことは可能なのか。
	回答	研究開発費から人件費や謝金を支払うのであれば JST に対しては公開することとなりますが、KSAC の HP 上での採択情報や、Demo Day での登壇者情報としては、ステップ 1 では研究代表者、ステップ 2 では研究代表者および事業化推進機関の公開を想定しているため、経営者候補人材の情報公開についてはおおよそご懸念いただくことはないと考えています。ただし、当該経営者候補人材（その他副業で事業化を支援される人材等）が、所属先で兼業もしくは副業を認められているのかは、その方の自己責任において確認をお願いします。副業や兼業に関して、トラブルが起こった際、KSAC や参画機関は何らの責任を負わないということをご留意ください。
21	質問	論文作成の際、KSAC-GAP ファンドによる支援で得た資金と他プログラムから得た資金の双方を用いた研究について、KSAC-GAP ファンドと他プログラムを明確に分けて記載する必要があるか。
	回答	まずは、JST が発刊している「令和 7 年度委託研究事務処理説明書」p.69～p.71 をご確認ください。本基金事業においては、論文発表等の謝辞について単独で記載しなければならないとは規定されてはいないものの、別プログラムの資金側の制約の有無等はケースバイケースであるため、採択後に具体的な事象が発生した段階で、各大学の窓口経由で、KSAC 事務局まで問い合わせください。